

■本巢市旧庁舎の利活用について

1. 旧庁舎の概要

現在、利活用の検討を進めている3つの既存庁舎については、すでに個別施設計画において、本巢本庁舎及び真正分庁舎は「改修して今後も継続利用」、糸貫分庁舎は「敷地内の建物を取壊し、新たな活用方法を検討」する計画としています。各施設の概要は下表のとおりです。

施設名称	本巢本庁舎	真正分庁舎	糸貫分庁舎
外観			
所在地	本巢市文殊324番地	本巢市下真桑1000番地	本巢市三橋1101番地6
築年数	32年	44年 (増築部 25年)	西棟:53年 東棟:34年 (糸貫公民館:46年)

2. 周辺施設を旧庁舎へ移転する予定の施設(案)(本巢本庁舎、真正分庁舎)

個別施設計画で移転先が未定の公共施設に対し、以下の視点で検討し、最終的な移転施設を下表のとおり選定しました。

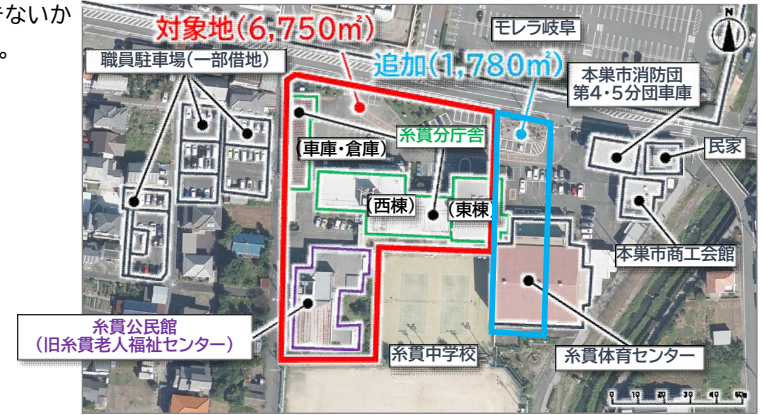
- ①移転に適する施設か否かを検討しました。スポーツ施設及び市営住宅等施設など、庁舎への移転に適さない施設は除外しました。
- ②施設ごとに徒歩や車のどちらで利用するかを想定し、徒歩圏では1km、車では3km圏内の施設をそれぞれの庁舎への移転候補としました。
- ③移転先の選定理由は下表のとおりです。なお、現段階では、単純に移転する施設を割り当てた状態であり、今後詳細なレイアウトを検討していく必要があります。また、施設の部屋の下記施設を移転しても余剰面積が発生するため、余剰面積の利活用方法について検討していく予定です。

<移転施設一覧>

移転先	移転候補施設名	移転先の選定理由等
本巢本庁舎	本巢民俗資料館	・本巢本庁舎に近接する本巢民俗資料館の利用者が比較的多いことから、両施設を本巢本庁舎へ移転することを検討します。 ・両施設の資料の重複が想定されることから、再編して現在の本巢民族資料館へ統合することを検討します。
	糸貫民俗資料館	・真正民俗資料館はすでに資料を他施設に移転済みであるため、候補から除外していますが、検討委員会において1箇所に集約した方がよいとの意見があったため、本巢・糸貫・真正の3施設の統合・再編も検討します。
	本巢老人福祉センター	・地域の高齢者を対象とした健康増進や憩いの場であり、徒歩で利用可能なため。
真正分庁舎	真正老人福祉センター	・地域の高齢者を対象とした健康増進や憩いの場であり、徒歩で利用可能なため。
	真正公民館	・地域の方々が利用する集会施設であり、徒歩で利用可能なため。

3. 旧庁舎を取壊し、今後活用方法を検討する施設(糸貫分庁舎)

糸貫分庁舎は、近くに転ずる施設がなく、立地も良いことから、赤枠内の施設を取壊して跡地の活用方法について検討します。また、糸貫体育センターは老朽化がすすんでおり、個別施設計画において「統合先を検討」としていることを踏まえ、対象地について青枠部分を追加したうえで、体育センター機能を含めた施設の整備ができないかも検討していきます。



※糸貫公民館の在り方については、施設所管課にて検討中です。

<検討方法>

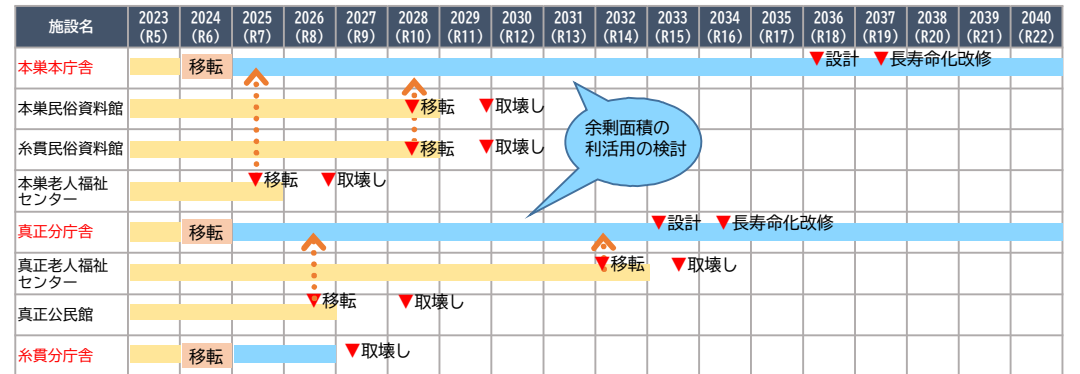
跡地の活用方法については、以下の方法が考えられます。それぞれメリット、デメリットがあるため、今後、民間企業へのヒアリング等を通してどのような施設や方法がよいか検討する予定です。

また、費用の負担については、令和5年度に合併特例債の発行期限を迎えることで、今後は、一般財源からの持ち出しとなり、更に財政が厳しくなっていくことが想定されることも踏まえ検討していきます。

事業者	メリット	デメリット
①市	・必要な施設が整備可能(事業費による) ・手続き、工程管理及び庁内合意形成はやりやすい	・民間のアイデアを活用できない ・事業費、発注など市の負担が大きい
②官民連携	・民間のアイデアを活用できる ・事業費の負担を平準化でき、解体費用など①より市の負担は軽減される可能性がある	・事務手続きなど市の負担が増え、完成までに時間を要する可能性がある ・③に比べると市の負担が必要となる
③民間	・土地の売却益、税収、地代収入等が得られる ・市の負担は少ない	・どのような施設ができるかわからない ・解体費用を相殺するとあまり利益が見込めない

4. 今後の予定(案)

個別施設計画において作成したロードマップをもとに、旧庁舎及び移転対象施設の具体的行動の対応年度を整理しました。庁舎以外の施設の移転時期については、予定がずれ込む可能性があります。



▼：ロードマップ上の予定 既存施設利用 新庁舎移転後利活用